

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所S T A C Y  
(定常臨界実験装置)施設等に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者  
ヒアリング(187)」

2. 日時:令和2年10月9日(金)13時40分~14時50分

3. 場所:(1)原子力規制庁10階南会議室  
(2)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

(1)原子力規制庁

原子力規制部 新基準適合性審査チーム

戸ヶ崎安全規制調整官、三好安全審査官、榊見安全審査官

(2)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

5. 議事要旨

(1)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、平成31年3月29日に申請(令和元年8月30日、令和2年2月14日、5月18日及び7月17日に一部補正)のあった原子力科学研究所の原子炉施設[S T A C Y(定常臨界実験装置)施設]の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書[S T A C Yの更新(第3回申請)]<sup>※1</sup>の補正対応方針について、配付資料に基づき説明があった。

(2)原子力規制庁から、上記(1)の説明に対し、主に以下の事実確認を行った。

- 運転時の異常な過渡変化を検知してから、スクラム信号を発するまでの時間(以下「スクラム遅れ時間」という。)を安全板のスクラム挿入時間に含むとしているが、安全板装置加振試験のスクラム挿入時間の評価において、スクラム遅れ時間を含まない定義で制限値の1.5秒と比較していることから、スクラム遅れ時間を含めた評価を行う必要があること。
- 給排水系のモックアップ試験の概要説明において、「各機器及び配管系等は実機相当とした」としているが、一部の弁等実機と異なる仕様の機器があるため、それらの機器が試験結果に影響しないかを説明する必要があること。

(3)原子力機構から、上記(2)について了解し、申請書の補正に反映させる旨の回答があった。

6. 配付資料

(1)原子力機構からの配付資料

資料1及び資料2 STACY設工認第3回に係るコメント回答  
資料3 STACY設工認（第3回）申請書の補正対応方針について

- ※1 [日本原子力研究開発機構から STACY（定常臨界実験装置）施設の変更に係る設計及び工事の方法を認可申請書の一部補正を受理（令和2年7月17日ホームページ掲載）](#)